

認知症サポーター養成講座

認知症の基礎知識や対応方法を学びます。講座終了後に、認知症サポーターの証となる認知症サポーターカードを交付します。

対市内在住、在勤、在学の方 日10月19日(火)午後2時～3時30分 場忠生市民センター 定15人(申し込み順) 申9月16日正午～10月13日にイベントダイヤルまたはイベシスコード 210916Fへ。

問高齢者福祉課 ☎724・2140

消費生活センター

多重債務110番特別相談

東京都と共催で実施します。まずは相談専用電話(☎722・0001)へご相談ください。

対市内在住、在勤、在学の方 日9月29日(水)、30日(木)、午前9時～正午、午後1時～4時 場同センター

問同センター ☎725・8805

まちだ市民大学HATS公開講座

●①環境学～地域主体の再生エネルギーへ 将来の脱炭素へ向けて、地域が自ら進めるエネルギーの取り組みを紹介します。

日10月16日(土)午後2時～4時 講(特)環境エネルギー政策研究所主任研究

子どもセンターつるっこ 空調工事に伴う利用制限のお知らせ

空調設備改修工事のため、10月4日～31日は2階フロア、11月1日～26日は1階フロアの利用ができません。詳細は、まちだ子育てサイト(右記二次元バーコード)をご覧ください。



問子どもセンターつるっこ ☎708・0236、児童青少年課 ☎724・4097

員・山下紀明氏

●②人間関係学～生きるって、なに?自分らしく生きて、自分を好きになろう!“地球人”として生きる秘訣

「世界中の人と仲良くなれる」と信じ、70か国を旅する、地球の広報・旅人・エッセイストである、たかのてるこ氏の講演会です。

日10月17日(日)午後2時～4時

◇

場町田市民フォーラム 定各40人(申し込み順) 申9月16日正午から①10月7日まで②10月4日までに、イベントダイヤルまたはイベシスコード ①210916B②210916Cへ。

問生涯学習センター ☎728・0071

里山散策と稲刈り

北部丘陵の里山と谷戸を散策しながら、稲刈りを楽しみませんか。

対8歳以上の方(ただし、小学生を含む場合は保護者同伴) 日10月16日(土)午前10時～午後2時(雨天時は17日に順延) 場小野路町奈良ばい谷戸/集合場所は浅間神社下の駐車場です 定約15組(申し込み順) 費1組当たり1000円(材料費、保険料等) 申氏名(ふりがな、参加者全員の分)・住所・郵便番号・電話番号を明記し、9月30日までに、メールで(特)まちだ結の里事務局(yui-info@narabai.org)へ。

問同事務局 ☎080・7465・7651、町田市農業振興課 ☎724・2164

コンビニ証明書自動交付サービスを一時休止

システムメンテナンスのため、9月30日(木)は、コンビニエンスストア等での市・都民税課税、非課税証明書の自動交付サービスを終日休止します。交付の再開は、10月1日(金)午前6時30分からです。

問市民税課 ☎724・2874

皆様のご意見をお寄せください

パブリックコメント概要

①町田市住みよい街づくり条例の改正(案)

問地区街づくり課 ☎724・4267

新たに市が策定する「都市づくりのマスタープラン」に合わせ、「町田市住みよい街づくり条例」を改正する取り組みを進めています。

○改正の目的 これまでの条例では、建物や敷地に関するルールづくりを目指す「地区街づくり」と、街づくりに関する研究・実践活動である「街づくり市民活動」の支援を行ってきました。

一方、条例が捉えるべき街づくり活動が多様化していることから、本条例の対象とする「街づくり」をより広範に見直します。また、本条例でつくる“まちビジョン”を、「都市づくりのマスタープラン」の一部とする制度に改め、市民・事業者・町田市による協働の街づくりをさらに推進するために、本条例を改正します。

○改正の主な内容 (1) 条例が支援する“街づくり”の対象を「多様な街づくり活動」へ拡大 (2) 「まちビジョン(地区の将来像)」を「都市づくりのマスタープラン」へ位置付け (3) 大規模土地取引の際の手続き新設/開発等構想段階での協議拡充

②第3次町田市環境マスタープラン(案)

問環境政策課 ☎724・4386

近年、気候変動が進行している中、SDGsやパリ協定を背景として、町田市においても脱炭素社会の実現に向けた取り組みをこれまで以上に強化する必要があります。

こうした社会課題に対して市・市民・事業者が一体となって、自分ごととして取り組むための計画として、この度「第3次町田市環境マスタープラン」の素案をまとめました。

○計画期間 2022年度～2031年度

○計画が目指す望ましい環境像

「みんなで将来に受け継ぐ水とみどり豊かな まちだ」

○計画の基本目標 (1) エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち (2) 源流から里山、都市が織りなすいのち輝くまち (3) 徹底したごみ減量、資源化を進めるまち (4) 安全で快適な暮らしを実現するまち (5) 環境について、みんなで学び、協働を進めるまち

③(仮称)町田市地域ホットプラン(案)

問市民協働推進課 ☎724・4362、福祉総務課 ☎724・2133

地域ではコミュニティの希薄化が進むとともに、従来の公的支援では課題の発見や解決が困難な問題に直面する機会が増えてきており、これまで以上に人と人とのつながりやささえあいの必要性が高まっています。

本計画は、身近な地域でささえあい、自分の役割や活躍の機会を得られ、誰もが自分らしく暮らすことのできるまちの実現を目指し、策定します。

計画策定にあたっては、協働による地域社会づくりを推進するために策定した「町田市地域経営ビジョン2030」と、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉の推進に関する事項を定めた「第3次町田市地域福祉計画」の各後継計画を統合しています。

○計画期間 2022年度～2031年度

○計画の基本理念 地域でささえあい 誰もが自分らしく暮らせるまちだ

○主な計画の特色 (1) 2つのリーディングプロジェクトを設定しました: 地域コミュニティの希薄化と個人や家族の暮らしの困りごとを一体的に解決するため、本計画の先導的な役割を果たす取り組みを、新たに「リーディングプロジェクト」として設定しています。(2) 地域みんなの役割を整理しました: 本計画は、市民、地域活動団体、事業者、社会福祉協議会、及び市の協働を進める計画です。そのため、第5章では新たにそれぞれの立場の主な役割を示しています。

○募集期間 10月14日(木)まで

○資料の閲覧・配布 改正内容の概要及び計画(案・素案)は、市HPに掲載するほか、次の窓口で閲覧及び資料の配布を行っています(各窓口で開所日時が異なります)。

市政情報課・広聴課(市庁舎1階)、男女平等推進センター(町田市民フォーラム3階)、各市民センター、各連絡所、生涯学習センター、各市立図書館、町田市民文学館、①のみ=地区街づくり課(市庁舎8階)、②のみ=環境政策課(市庁舎7階)、町田リサイクル文化センター、③のみ=市民協働推進課(市庁舎2階)、福祉総務課(市庁舎7階)、健康福祉会館、ひかり療育園、子ども発達センター、各子どもセンター、各高齢者支援センター、各障がい者支援センター

○意見等の提出方法 郵送、FAX、メール、または各担当課ほか、資料を配布している窓口へ直接提出してください(書式は自由、住所・氏名・連絡先を明記)。郵送の場合は配布資料に添付している専用封筒(料金受取人払郵便)をご利用いただけます。意見提出の際の注意事項等詳細は各担当課までお問い合わせください。

※②③は右記二次元バーコードから詳細の確認・ご意見の提出ができます。



② ③

○担当課 ①地区街づくり課 (☎050・3161・6013) ☎mcity5040@city.machida.tokyo.jp ②環境政策課 (☎050・3160・2758) ☎mcity5110@city.machida.tokyo.jp ③市民協働推進課 (☎050・3085・6517) ☎mcity5120@city.machida.tokyo.jp、福祉総務課 (☎050・3101・0928) ☎mcity5120@city.machida.tokyo.jp

○送付先 〒194-8520、森野2-2-22

※寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、個人情報を除き、①11月ごろ②③12月ごろに、市HP及び上記資料配布場所で公表します。

9月21日～30日 秋の全国交通安全運動が始まります

問市民生活安全課 ☎724・4003、町田警察署 ☎722・0110、南大沢警察署 ☎042・653・0110

運動の重点

【子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保】

歩行者の安全確保を図り、未来を担う子どものかけがえのない命を交通事故から守りましょう。また、歩行中の交通事故による死者のうち、高齢者が占める割合が高いです。自分の身を守るため、斜め横断や、横断禁止場所は渡らないようにするなど、交通ルールを守りましょう。

【夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上】

歩行者は、ドライバーからよく見えるように、明るく目立つ服装を心掛け、「反射材」を身に付けて外出しましょう。また、自動車の運転手は、「歩行者がいるかもしれない」という意識を持ち、安全確認をしましょう。自動車に乗車する際には後部座席を含む全ての座席でシートベルトを着用しましょう。また、幼児(6歳未満)を乗車させて自動車を運転する際は、チャイルドシートを適正に使用しましょう。

【自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底】

自転車に乗る際は、「自転車安全利用五則」を守り、安全運転を心掛けましょう。

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用

【飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶】

飲酒運転は重大事故につながります。本人だけでなく、酒類の提供者や車両の同乗者等も罪に問われます。絶対にやめましょう。

【二輪車の交通事故防止】

二輪車(オートバイ)は車の死角に入りやすいです。交差点を通過する際には、安全確認をしっかりと行い、カーブの手前では、十分に速度を落としましょう。

長袖、長ズボンを着用し、ヘルメットのあごひもをしっかりと締めて、胸部、腹部を守るプロテクターで身を守りましょう。